

令和6年2月1日

1.健康・規則正しい生活

- ① 「早寝・早起・朝ごはん」を心がけましょう。
- ② 家の人と話し合って、毎日のくらしの計画を立てましょう。
- ③ 外から帰ったら「うがい、手洗い」をしましょう。
- ④ 朝10時までは遊びに出ません（休日や長期休み）。

2.礼儀・マナー

- ① 家族や地域の人に進んであいさつをし、ていねいな言葉づかいで話しましょう。
- ② 家の手伝いをすすんでしましょう。

3.交通安全

- ① 自転車に乗るときは、**かならずヘルメット**をかぶります。
ヘルメット着用は努力義務になっています。
- ② 道路への飛び出し、車のすぐ前、後ろからの飛び出しを
しません。
- ③ 二人乗り、並列走行などをせず、正しい乗り方をしまし
よう。
- ④ 自転車に乗れるところを守りましょう。
1・2年生・・・自分の家のまわり
3・4年生・・・自分の住んでいる地区
5・6年生・・・旭小校区内



4.外出

- ① 家に帰る時刻「午後5時まで」を守ります。
- ② 子どもだけで、旭小校区から出ません。
- ③ 家の人に「だれと、どこに行くか、何時に帰るか」を伝え
てから遊びに行きます。
- ④ 1人では遊びません。
- ⑤ だれもない所やさびしい場所では遊びません。
- ⑥ 子どもだけでは、友だちの家にとまりません。
- ⑦ 防犯ブザーをいつも身につけておきます。
- ⑧ 学校に遊びに行く時、おかしを持って行きません。
- ⑨ 学校内では自転車は押して歩きます。
- ⑩ 大人がいない友達の家にあがりません。



5.遊び

- ① 危険な遊びをしません。
《火遊び・エアガン・道路でのローラーシューズなど》
- ② 危険なものを持ち歩きません。
《エアガン、マッチ、ライター、刃物など》
- ③ 危険な場所に行ったり、そこで遊んだりしません。
《線路、川、ため池、工事現場、道路など》
- ④ 子どもだけで魚とり・魚釣りに行きません。
- ⑤ ゲーム、タブレット、パソコンなどは家族と話し合っ
て時間を決めてします。夜おそくまでしません。
- ⑥ 線路には入りません。ふみきりの前では必ず止まります。

- ⑦ 公民館や地区の公園などの遊び方のきまりを守って遊び
ます。近所の迷惑になるようなことはしません。
- ⑧ ゲーム機、ゲームソフト、カードゲームの貸し借り、交換
はしません。

6.お店・施設

- ① 子どもだけで大型店へ行きません。
《フレスポ鳥栖、イオンモール筑紫野、久留米ゆめタウ
ンなど》
- ② 次の施設へは大人と一緒にいきます。
《市民プール、ボウリング場、バッティングセンター、
映画館、ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケなど》
- ③ 用事が無いのにコンビニエンスストアやスーパーなどに
は入りません。
- ④ お金の貸し借りをしたり、おごったりしません。

7.その他

- ① 知らない人から電話がかかっても、質問に答えたり、
言われた通りに行動したりしません。
- ② 知らない人に、友だちの名前、電話番号、住所などを教
えません。
- ③ **ラインやメール、そのほかのSNSに友達の名前や写真を
書いたりのせたりするのは絶対にしてはいけません。**

《保護者の皆様へ》

- 事故にあたり、被害にあたりしただけで110番通報し、
その後学校へも連絡してください。
- スマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレット、ゲー
ム機等、インターネットにアクセスできる機器の管理と
取扱いは保護者の責任で行ってください。
- この「生活のきまり」は見えるところに貼って、お子様
の生活の様子について時々ご家族で話し合ってください。
- この「生活のきまり」は学校のホームページにも掲載し
ています。

鳥栖警察署 TEL0942-83-2131

旭小学校 TEL0942-83-2806

事件・事故はすぐに110番通報！